

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底について

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）については、平成16年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正が行われ、それ以降、各市区町村において上記法令等に基づいて統一的な取扱いにより支援措置が実施されているところです。

しかしながら、当初受付市区町村が本籍地市区町村に対し支援措置情報を連絡し忘れる事案が判明しました。この事案は、情報連携に関すること及び事務処理の確認に関することが主な原因と考えられることから、下記のとおり留意点をまとめました。

各市区町村においては、引き続き上記法令等に基づき統一的な取扱いにより支援措置を実施するとともに、上記法令等並びに平成26年6月25日付け総行住第60号総務省自治行政局住民制度課長通知及び平成26年9月10日付け総行住第93号総務省自治行政局住民制度課長通知に基づく適正な事務の執行を改めて徹底し、また、下記留意点を踏まえ、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検の上、必要な対策を講じるよう、貴職において、その旨を承知の上、域内の市区町村に周知徹底されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

○情報連携・連絡等に関すること

- ・ 当初受付市区町村（最初に支援措置の申出等を受けた市区町村をいう。以下同じ。）において、支援措置を実施することとなった後、転送受付市区町村（当初受付市区町村から支援措置情報が転送される等により申出等を受けた他の市区町村（例：前住所地市区町村や本籍地市区町村など）をいう。以下同じ。）に対し支援措置情報を転送する仕組みとなっており、実際に申出等があった場合には適切に支援措置情報が転送されること。

- ・ 転送受付市区町村において、支援措置情報の転送を受けて支援措置の手続を進める仕組となっており、実際に転送されてきた場合には、適切に支援措置情報の転送を受けて支援措置の手続が進められること。
- ・ 当初受付市区町村及び転送受付市区町村において、住民基本台帳担当部局から支援措置情報を共有することとなっている庁内の関係部局（例：税務担当部局や福祉担当部局など）に対し、支援措置情報を共有する仕組となっており、実際に支援措置を実施することとなった場合には適切に支援措置情報が共有されること。
- ・ 支援措置情報の庁内の関係部局との共有にあたっては、確実かつ迅速に行う観点から、庁内の共通システムに記録し共有するなどの手法も有効であること。
- ・ 庁内の関係部局において、支援措置情報の管理及び住所非開示等の措置をシステムで行っている場合、支援措置情報がインターネット等を通じて外部に漏えいすることのないよう、基幹系ネットワークと情報系ネットワークを物理的又は論理的に分離する等の適切な対策を講じること。また、システムを更新又は新規導入する際、支援措置情報の管理及び住所非開示等の措置に関する機能が確実に装備され、適切に作動することを確認すること。
- ・ 本庁と支所・出張所との間で指示、照会、回答等については、内容が正確に伝わらないおそれがあることから、原則電話で行うことは控えること。
- ・ 他の市区町村等からの支援措置情報に関する問合せ等については、成りすましのおそれもあるため、原則電話での回答を控えること。
- ・ 支援措置申出書に記載されている支援対象者の連絡先情報とDV等加害者の連絡先情報を取り違えることのないようにすること。また、通常、DV等加害者に電話連絡することはないことから、支援措置申出書にDV等加害者の電話連絡先が記載されることがないようにすること。既に記載されている場合には削除する等の適切な措置を講じること。

○事務処理の確認に関すること

- ・ 支援措置に関する事務処理についての複層的な確認及び支援措置責任者（支援措置に関する措置の決定や交付等の決定、情報の管理・共有などの一連の事務手続を総括的に担う者をいう。以下同じ。）による最終的な確認を行うこと。
- ・ このため、支援措置責任者を明確化するとともに、支援措置責任者の了解がなければ支援措置に関する事務手続を進めることができないようにすること。
 なお、担当者が支援措置責任者の役割を併せて担っている場合には、複層的な確認の観点から、支援措置責任者を独立させること。
- ・ 担当者のみで閲覧・交付の手続が完結することのないよう、住民登録システムや戸籍システム上の閲覧・交付制限の解除権は支援措置責任者のみに付与し、閲覧・交付の決定等の手続については支援措置責任者による最終的な確認が行われるようにすること。
- ・ 本庁に支援措置責任者が置かれ、支所・出張所で具体的な閲覧・交付の手続が行われる場合には、本庁から支所・出張所への手続上の指示を明確に行うこと、また、支援措置責任者が、住民登録システムや戸籍システム上の閲覧・交付制限について、請求内容に応じて適切な範囲（対象者等）で一時的に禁止を解除し、解除中の処理を適切に管理した上で、処理後には確実

に禁止状態に戻し、禁止状態への戻し忘れがないか他の職員による複層的確認を行うことなどを行って、誤った閲覧・交付が行われることのないようにすること。

- 住民票の写し等の交付等の請求において、請求内容の十分な確認（例：本人のみか世帯分も含むか、除票を含むか、支援対象者に係るものではないか等）を行い、誤った閲覧・交付とならないようにすること。
- 支援対象者への連絡や郵便物等の送付等にあたっては、支援措置責任者等の事前の了解を得たり、支援措置責任者等の目の行き届く状況下で処理したりするなど、支援措置責任者等の適切な管理の下で行うこと。
- マニュアルに支援措置情報の連携・共有先、連携・共有手順、連携・共有の際の留意事項等を記載するなどして、業務の経験度合いにかかわらず適正に事務を執行できるようにするとともに、チェックリストに確認すべき事項や支援措置責任者等の確認者欄を設けて誰が確認したかわかるようにするなどして、見える化した複層的な確認が行われるようにすること。